

解説

この条は、まちづくりを進めていくための指針となる総合計画の策定に当たって、市民参画のもとで行わなければならないことを定めています。

また、実施計画策定の際は、基本計画を具体的に実施するため、社会経済情勢などをとらえ、時代のニーズに的確に対応する実施計画の策定についての方針を定めるとともに、ほかに計画を策定する必要が生じた場合は、市の計画として最上位にある総合計画との整合性を図ることを定めています。

市は、市民との協働のもと、『人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のぼりべつ』をキャッチフレーズに、平成8年度を初年度とする総合計画を策定しました。この総合計画の策定に当たっては、市民の意識調査を



▲登別市総合計画 (平成8年策定) と第2期基本計画 (平成18年策定)

行うとともに、各種団体や審議会から提言をいただくなど、多くの市民が参画し、その根幹となる基本構想では、登別の50年後を想定したまちの姿が描かれています。

基本計画は、基本構想を実現するために10年間に行うべき施策の方向を示したもので、実施計画は基本計画に沿って具体的に進める毎年の事務事業を積み上げて策定する計画で、3・4年間に亘る事務事業が示されています。

財政運営等

**第16条** 市は、財政運営にあたって、常に健全財政を旨とし、最少の経費で最大の効果をあげるように努めなければならない。

**2** 市の予算は、財政状況を勘案し、市民の意向を踏まえて編成しなければならない。

**3** 市は、毎年、収支や財産、負債などを含む財政状況を公表しなければならない。

**4** 市は、市民負担のあり方や市有財産の活用等の検討とともに、市の自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。

解説

この条は、市の財政運営に当たって、市税などの貴重な財源を効果的に活用するよう努めなければならないことや、市民の意向を踏まえた予算編成、財政

基盤の強化について定めています。

財政状況の公表については、地方自治法や市の条例により、収入と支出の概況、住民の負担の状況、公営事業の経理の概況、財産、公債費、一時借入金金の現在高などを市民に公表しなければならぬものとされています。



行政評価

**第17条** 市は、行政運営を効果的、効率的に行うとともに、透明性を高め、説明責任を果たすため、市民参画による行政評価を実施しなければならない。

**2** 市は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施するととし、その結果を公表するとともに、まちづくりに反映させるものとする。

解説

この条は、市の行政運営に関する市民への説明責任の一環として行う行政評価について定めています。

行政評価は、行政運営を効果的、効率的に行うとともに、市がどのような目的や目標を持ち、現状はどのような状態にあるのか、これからどのように行政活動を進めていくのかなどを市民に説明するとともに、市民の声を行政運営に反映するため、市民参画による行政評価の必要性を示しています。

第6章 行政組織と職員

行政組織の編成

**第18条** 行政組織は、市民にわかりやすいものであると同時に、社会経済情勢等の変化に的確に対応できるように編成しなければならない。

**2** 市は、職員定数の適正化計画を定め、効果的、効率的な行政運営に努めなければならない。

解説

この条は、市の行政組織を編成する基本方針について定めています。

本格的な地方分権の確実に対応し、市民の福祉向上を図るためには、簡素で効率的な行政システムを確立していく必要があります。

また、職員定数の適正化を図り、少数精鋭での行政事務・事業の執行が必要なことから、機動的・弾力的な行政運営を可能とし、政策課題に対応した市民に分かりやすい組織としなければならないと定めています。

市は、部の統廃合を行うとともに、課や係を廃止してグループ制を導入し、さらに流動体制を採用するなど、事務事業への柔軟な対応に努めています。

